

## 平成13年9月10日(月曜日)第3回定例会

## 出席議員(24名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	那須稔	議員
21番	佐竹敬一	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	井上勝	議員

## 欠席議員(0名)

## 説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
小松仁一	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
松田英彰	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	那須義行	病院事務長
保科弘治	教育長	芳賀友幸	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	選挙管理委員会事務局長
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	監査委員事務局長
真木憲一	農業委員会事務局長		
事務局職員出席者			
安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	大沼秀彦	主任

議事日程第1号

第3回定例会

平成13年9月10日(月)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 諸般の報告  
(1) 定例監査結果等報告について
- ” 4 行政報告  
(1) 寒河江チェリークア・パーク民活エリア分譲土地(譲渡人中国パール販売株式会社)の買戻しについて
- ” 5 議第 57号 寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- ” 6 議案説明
- ” 7 委員会付託
- ” 8 質疑、討論、採決
- ” 9 議第 58号 表彰について
- ” 10 議案説明
- ” 11 委員会付託
- ” 12 質疑、討論、採決
- ” 13 認第 1号 平成12年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- ” 14 認第 2号 平成12年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- ” 15 議第 59号 平成13年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)
- ” 16 議第 60号 平成13年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第2号)
- ” 17 議第 61号 平成13年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- ” 18 議第 62号 寒河江市市税条例の一部改正について
- ” 19 議第 63号 西村山広域行政事務組合規約の一部変更について
- ” 20 議第 64号 字の区域及び名称の変更について
- ” 21 議第 65号 市道路線の廃止について
- ” 22 議第 66号 市道路線の認定について
- ” 23 請願第 3号 学校事務職員及び学校栄養職員の給与費等について、現行の義務教育費国庫負担制度を維持するよう、国に対して「意見書」の提出を求める請願
- ” 24 請願第 4号 30人以下学級実現可能な教育予算増となるよう国に対して意見書提出を求める請願
- ” 25 陳情第 1号 幸生幼児学級存続に対する陳情
- ” 26 議案説明
- ” 27 監査委員報告
- ” 28 質 疑
- ” 29 予算特別委員会設置
- ” 30 決算特別委員会設置
- ” 31 委員会付託
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

佐藤 清議長 おはようございます。これより平成13年第3回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本定例会の運営については、9月5日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第1号によって進めてまいります。

## 会議録署名議員の指名

佐藤 清議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において7番柏倉信一議員、20番那須 稔議員を指名いたします。

## 会期決定

佐藤 清議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の審議結果に基づき、本日から9月20日までの11日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は11日間と決定いたしました。

## 第3回定例会日程

平成13年9月10日(月)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
9月10日(月)	午前9時30分	本会議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、固定資産評価審査委員会委員選任議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、表彰議案上程、同説明、質疑・討論・採決、議案・請願・陳情上程、同説明、監査委員報告、質疑、予算特別委員会設置、決算特別委員会設置、委員会付託	議 場
			本会議終了後	
9月11日(火)	休 会			
9月12日(水)	午前9時30分	本会議	一般質問	議 場
9月13日(木)	午前9時30分	本会議	一般質問	議 場
9月14日(金)	休 会			
9月15日(土)	休 会			
9月16日(日)	休 会			
9月17日(月)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付託案件審査	第2会議室
		文教経済委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室

		厚生委員会 分科会	付託案件審査	議会図書室
		建設委員会 分科会	付託案件審査	2階会議室
9月18日(火)	午前9時30分	決算特別委員会	付託案件審査	議 場
9月19日(水)	休 会			
9月20日(木)	午前9時30分	予算特別委員会	付託案件審査	議 場
	予算特別委員会 終了後	本会議	議案・請願・陳情上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

## 諸般の報告

佐藤 清議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

定例監査結果等報告について。

このことにつきましては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。



## 行政報告

佐藤 清議長 日程第4、行政報告であります。

寒河江チェリークア・パーク民活エリア分譲土地（譲渡人中国パール販売株式会社）の買戻しについて、市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 中国パール販売株式会社に分譲した寒河江チェリークア・パーク民活エリア分譲土地の買戻しについて御報告申し上げます。

平成13年8月10日、寒河江市議会第3回臨時会において、寒河江チェリークア・パーク民活エリア分譲土地の買戻しに伴う土地の処分についての一部変更議案と、土地分譲代金返還に伴う補正予算の議決をいただきました。同日付で中国パール販売株式会社に対し、平成13年8月13日に分譲土地の買戻しを行うとともに、平成10年5月26日に受領した分譲代金の返還をする旨の通知を行い、あわせて買戻しまでの分譲代金利息相当額の納入の通知をいたしたところであります。8月13日に、受領した分譲代金を返還するとともに、同日付で分譲土地について寒河江市への所有権移転登記を行いました。

なお、分譲代金利息相当額については、8月23日に振り込みいただいているところであります。

以上報告申し上げます。

以上です。

佐藤 清議長 ただいまの行政報告について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案上程

佐藤 清議長 日程第5、議第57号を議題といたします。

## 議案説明

佐藤 清議長 日程第 6、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第 57 号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

寒河江市固定資産評価審査委員会委員のうち、海野善範委員が本年 9 月 15 日をもって任期満了となりますので、同氏を引き続き選任いたしたく、議会の同意を求めようとするものであります。

よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

以上です。

## 委員会付託

佐藤 清議長 日程第 7、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 57 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 57 号は委員会付託を省略することに決しました。

議案上程

佐藤 清議長 日程第 9、議第 58 号を議題といたします。

## 議案説明

佐藤 清議長 日程第 10、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議題 58 号表彰について御説明申し上げます。

地方自治の振興や本市の交流、発展に寄与され、市政に功労のあった方々について表彰を行うため、本市の表彰条例に基づき議会の同意を得ようとするものであります。

松村眞一郎氏は、平成元年 6 月から約 3 期 12 年の長期にわたり寒河江市助役として市民の意識が複雑多様化、そして高度化する中であって、多くの行政課題に的確に対応され、今日の本市発展に大きく貢献されました。また、寒河江市土地開発公社理事長として住宅団地や工業団地の造成など、本市発展基盤の整備にも尽力されました。

秋場正良氏は、昭和 60 年 3 月から 4 期 16 年の長期にわたり、寒河江市教育委員会委員として、寒河江市教育研究所の創設、寒河江市教育相談室の設置を初め、国際化、情報化に対応できる人材の育成に尽力されるなど、本市教育行政の発展に貢献されました。

後藤昭市郎氏は、昭和 54 年 4 月から平成 13 年 4 月まで、22 年余の長期にわたり、寒河江市消防団団長として市消防操法大会を実施されたのを初め、県消防協会会長、副会長、さらには日本消防協会副会長、理事などを歴任され、本市はもとより山形県の消防行政の振興に大きく貢献されました。

三氏の功績、経歴等の詳細については、別紙資料のとおりであります。

また、この件につきましては、去る 8 月 28 日に開催いたしました表彰審査委員会において審査していただいた結果、全員一致をもって表彰することが適当である旨、報告を得ましたので、御提案申し上げます。

以上、よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

以上です。

## 委員会付託

佐藤 清議長 日程第 11、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 58 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 58 号は委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第 12、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 58 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 58 号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 58 号は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 58 号はこれに同意することに決しました。



議案上程

佐藤 清議長 日程第 13、認第 1 号から日程第 25、陳情第 1 号までの 13 案件を一括議題といたします。

## 議案説明

佐藤 清議長 日程第 26、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、認第 1 号平成 12 年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

平成 12 年度の市立病院事業は、年々高度化、多様化する地域住民の医療ニーズにこたえ、本市及び西村山地域における中核的な公的医療機関として医療施設の改善、高度医療器械の導入等を計画的に進め、質の高い医療サービスの提供に努めてまいりました。

建設改良事業としては、乳房 X 線撮影装置などを新たに導入するとともに、腹部超音波診断装置、大腸ビデオスコープなどの更新を行い、受診動向に即した医療機器整備を進め、診断、治療の一層の向上を図るなど、医療供給体制の充実に努めてまいりました。

経営面では、前年度対比で申し上げますと、入院収益、外来収益とも増加し、医業収益は 2.6%の増加となりました。一方、医業費用では材料費、減価償却費は増加しましたが、人件費上昇が小幅であったことなどから、4.0%の増加にとどまり、収益的収支では 5,550 万 1,662 円の純利益の計上となりました。

以下、決算の概要について御説明申し上げます。

初めに、収益的収支について申し上げます。

収入については、病院事業収益は 25 億 6,217 万 8,538 円で、そのうち医業収益は 23 億 2,949 万 5,267 円、医業外収益は 2 億 3,268 万 3,271 円であります。これを前年度と比較してみますと、医業収益は 5,888 万 2,953 円の増加で 2.6%の増、医業外収益は 2,161 万 1,217 円の増加で、10.2%の増、病院事業収益では 8,049 万 4,170 円の増加となり、3.2%の伸びとなりました。

次に、支出について申し上げます。

病院事業費用は 25 億 667 万 6,876 円で、そのうち医業費用は 24 億 3,524 万 6,328 円で、医業外費用は 7,143 万 548 円であります。対前年度比較では、病院事業費用は 9,353 万 152 円の増加、3.9%の伸びとなりました。

これにより、収益的収支において 5,550 万 1,662 円の純利益となりました。次に、資本的収支について申し上げます。収入については、8,447 万 5,000 円で、うち企業債が 8,080 万円、補助金 367 万 5,000 円であります。

支出については、1 億 7,212 万 6,695 円で、内訳は建設改良費 8,791 万 2,405 円と、企業債償還金 8,421 万 4,290 円であります。その結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は 8,765 万 1,695 円となりますが、過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

損益計算書では経常利益 25 億 6,217 万 8,538 円に対し、経常費用 25 億 667 万 6,876 円となり、5,550 万 1,662 円の経常利益となりました。

剰余金計算書については、繰越欠損金は 3,093 万 8,305 円でしたが、当年度純利益が 5,550 万 1,662 円となり、これにより累積欠損金が解消され、当年度未処分利益剰余金が 2,456 万 3,357 円となりました。

剰余金処分計算書については、当年度未処分利益剰余金のうち、200 万円を法定積立金である減債積立金に積み立て、2,256 万 3,357 円については、翌年度繰越利益剰余金とするものであります。その他、資産、負債、資本の内容及び状況については、貸借対照表に記載のとおりであります。

今後とも医療サービスの一層の向上と経営の健全化に努めてまいり所存であります。

次に、認第2号平成12年度寒河江市水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

平成12年度の水道事業は効率的な事業運営による健全経営の維持、良質な水道水の安定供給の確保及び水道水の有効利用の一層の促進を重点目標に掲げ運営してまいりました。このため、建設改良事業では、施設の維持・補修、自己水源の保全管理及び漏水調査の実施などにより、経営基盤の補強を図りながら、国庫補助制度などを活用し、最終事業年度となった石綿管更新事業の実施と、公共事業である下水道整備等に並行しての配水管の布設、あるいは布設替えなど配水管網の整備に積極的に取り組み、市民サービスの一層の向上に努めてまいりました。

また、財政運営については、経費の節減、効率的な予算の執行及び計画的投資により、健全財政の維持に努めてまいったところであります。

以下、決算の概要を御説明申し上げます。

初めに、平成12年度水道事業決算報告書について御説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出であります。収入面では人口増による給水件数の増加及び公共下水道の普及に伴う生活水準の向上など、水量増の要因がありましたが、気象条件が影響する夏季及び冬季における使用水量が昨年に及ばなかったことや、受託工事収益の減などから、水道事業収益総額は11億9,316万2,293円で、前年度比1.1%の減となりました。

一方、支出面では村山広域水道料金の引き下げや受託工事などの減少により、水道事業費用総額は9億6,842万1,112円で、対前年度比8.5%の減となりました。この結果、収益的収支では、差し引き2億2,474万1,181円収益が費用を上回るところとなり、純利益として2億1,010万4,412円を計上することができました。次に資本的収入及び支出であります。収入は企業債、工事負担金及び石綿管更新事業に対する国庫補助金で、収入総額は1億4,876万4,604円となりました。

支出は建設改良費3億330万7,789円、企業債償還金1億2,172万3,413円で、支出総額は4億2,503万1,202円となりました。この結果、資本的収支では差し引き2億7,626万6,598円の資金不足となりましたが、これについては過年度分損益勘定留保資金1,412万1,033円、当年度分損益勘定留保資金2億581万3,650円、建設改良積立金4,200万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,433万1,915円で補てんいたしました。次に、平成12年度水道事業剰余金処分計算書(案)について御説明申し上げます。

当年度の未処分利益剰余金は2億5,999万4,972円ですが、このうち減債積立金に2,000万円、建設改良積立金に1億9,000万円を処分しようとするものであります。その結果、4,999万4,972円を翌年度繰越利益剰余金とするものであります。その他剰余金及び資産、負債、資本の内容、状況などについては、それぞれ剰余金計算書及び貸借対照表に記載のとおりであります。

以上2件の決算について、よろしく御審議の上、御認定くださるようお願い申し上げます。

次に、議第59号平成13年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、寒河江地区クリーンセンター分担金や森林病虫害等防除事業費の追加を初め、小型ロータリー除雪車購入費及び市民文化会館整備事業費などを計上するものであります。その結果、3億9,024万7,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ153億9,617万2,000円となるものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

第3款民生費については、総合福祉保健センター駐車場整備事業費として1,000万円を計上するほか、児童手当交付金返還金に222万8,000円を追加計上するのが主なものであります。

第4款衛生費については、インフルエンザ予防接種委託料として225万円を計上するほか、普通交付税に寒河江地区クリーンセンター分として措置された1億6,313万2,000円を追加計上するのが主なものであります。

第 6 款農林水産業費については、森林病虫害等防除事業費に 2,500 万円を追加計上するほか、松薬剤処理事業費として 850 万円を計上するのが主なものであります。

第 7 款商工費については、ロードヒーター埋設事業費 283 万 5,000 円及び中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備補助金返還金 251 万円を計上するものであります。

第 8 款土木費については、道路橋りょう等の整備事業費に 2,962 万円、市営住宅整備事業に 900 万円、街なみ環境整備事業に 630 万円を追加計上するほか、小型ロータリー除雪車購入費として 1,300 万円を計上するのが主なものであります。

第 9 款消防費については、消防団員退職報償負担金に 117 万 2,000 円を追加計上するのが主なものであります。

第 10 款教育費については、不審者対策監視カメラ設置事業や給水管更生事業を初めとした各小・中学校の施設整備事業費に 3,005 万円を追加計上するほか、市民文化会館舞台改修等事業費として 2,800 万円を計上するのが主なものであります。

第 11 款災害復旧費については、豪雨等により被害を受けた農業用施設災害復旧事業費に 1,099 万 5,000 円、道路河川等災害復旧事業費に 2,682 万 8,000 円を追加計上するものであります。

これら歳出予算に対する歳入については、地方交付税 3 億 2,696 万 2,000 円、国県支出金 1,286 万 5,000 円、諸収入 965 万 5,000 円、市債 3,960 万円などの追加で対応することにいたしました。第 2 表地方債補正については、臨時市道整備事業ほか 3 事業の地方債の限度額をそれぞれ変更するものであります。

次に、議第 60 号平成 13 年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第 2 号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、JRバス代行に伴う羽前長崎駅周辺道路の排雪等を行うため、負担金として 324 万 2,000 円を計上するとともに、駅南側の雨水排水路整備事業に 1,100 万円を追加計上するものであります。これに対する歳入については、一般会計繰入金 324 万円 2,000 円、市債 1,100 万円を追加計上し、対応するものであります。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ 43 億 7,384 万 2,000 円となるものであります。第 2 表地方債補正については、市街地整備事業債の限度額を変更するものであります。

次に、議第 61 号平成 13 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、介護保険財政の円滑な運営を図るため、介護保険給付費準備基金積立金 985 万 6,000 円を計上するとともに、平成 12 年度の介護保険給付費国庫負担金等を精算するため返還金 3,093 万 1,000 円を計上するものであります。

これに対する歳入については、繰越金を追加計上し対応するものであります。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ 18 億 278 万 7,000 円となるものであります。

次に議第 62 号寒河江市市税条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方税法の一部改正に伴い、個人市民税にかかる長期所有上場株式等の譲渡所得について、特別控除を行う特例措置を新たに講ずることとなったため、所要の改正をしようとするものであります。

議第 63 号西村山広域行政事務組合規約の一部変更について御説明申し上げます。

西村山広域行政事務組合において、組合の事務所を寒河江市中心市街地活性化センターに移転するため、組合規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第 290 条の規定により提案するものであります。

次に、議第 64 号字の区域及び名称の変更について御説明申し上げます。

平成 12 年度に国土調査法に基づく地籍調査を実施しました田代地区内の飛び地や混在する字界について整然とした字の区域に変更し、住民の利便を図ろうとするものであります。

次に、議第 65 号市道路線の廃止について及び議第 66 号市道路線の認定について、関連がありますので一括

して御説明申し上げます。

寒河江駅前土地区画整理事業並びに都市計画街路事業山西鶴田線整備に伴い、駅南高瀬山線ほか5路線は道路網を再編するため、認定替えを行うべく廃止しようとするものであり、新たに寒河江駅高瀬山線ほか7路線を認定し、円滑な道路交通の確保と住民生活の向上に寄与しようとするものであります。

以上、8議案について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

以上です。

## 監査委員報告

佐藤 清議長 日程第 27、監査委員報告であります。

なお、詳細につきましては、後日開会されます決算特別委員会において報告を求めるとし、この際、簡略をお願いします。安孫子監査委員。

〔安孫子雅美監査委員 登壇〕

安孫子雅美監査委員 監査委員を代表いたしまして、私から平成 12 年度寒河江市公営企業会計決算審査の結果につきまして御報告申し上げます。

第 1、審査の対象になりました会計は、平成 12 年度寒河江市立病院事業会計決算及び平成 12 年度寒河江市水道事業会計決算の 2 会計決算であります。

第 2、審査の方法であります。平成 13 年 6 月 13 日付をもって市長から審査に付された決算報告書及び財務諸表がその事業の経営成績並びに財政状態が適正に表示されているか、計数に誤りがないかを重点的に会計伝票、関係諸証拠書類の提出を求め照合し、必要に応じて関係職員の説明を求める方法で審査をいたしました。

なお、貯蔵品につきましては、本年 3 月 30 日に行った実地棚卸しに立ち会い、現物の確認をいたしております。

第 3、審査の結果であります。審査に付された決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業関係法令及び各事業の会計規程等に準拠して作成され、経営成績及び財政状態を適正に表示しており、決算計数も誤りがなく適正であると認められました。

なお、各事業の決算諸表の表示するところにより、業務状況、予算の執行状況と経営成績及び財政状態を分析した結果につきましては、後日開会されます決算特別委員会におきまして御報告を申し上げることを御了承願ひまして、報告を終わらせていただきます。

## 質 疑

佐藤 清議長 日程第 28、これより質疑に入ります。

認第 1 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第 2 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 59 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 60 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 61 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 62 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤 清議長 議第 63 号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 広域事務組合にフローラの一室を貸すことについてであります。他の団体へ貸す場合にそれぞれ契約を締結をしておりますし、それぞれの条件があったというふうに思うんですが、広域事務組合に貸す場合、期間というものをどのようになされるのかお聞かせをいただきたいというふうに思います。そして、もし貸していった場合に、どういうふうな契約を結ぶかということも関連してくるというふうに思うんですが、借りた場合の借りた側の借家権といいますか、そういう権利などは生ずるのかどうか。広域事務組合側にそういう権利が生ずることになるのかどうかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

佐藤 清議長 企画課長。

荒木 恒企画調整課長 広域事務組合と建物の使用貸借のための契約は結んでおります。その中で、使用貸借期間を平成 13 年 12 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 10 年間といたしております。

借家権等のお話がありましたが、それは建物の一部の使用貸借を認めているものでありまして、ちょっと私そこまで深く検討いたしておりませんので、お答えを控えさせていただきますと思います。

佐藤 清議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 64 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 65 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 66 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第 3 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第 4 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

陳情第 1 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)  
これで質疑を終結いたします。



## 予算特別委員会の設置

佐藤 清議長 日程第 29、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第 59 号については、議長を除く 23 人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 59 号については議長を除く 23 人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

## 決算特別委員会の設置

佐藤 清議長 日程第 30、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

認第 1 号及び認第 2 号については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く 22 人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第 1 号及び認第 2 号については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く 22 人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

## 委員会付託

佐藤 清議長 日程第 31、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委 員 会	付託案件
総務委員会	議第 6 2 号、議第 6 3 号 議第 6 4 号
文教経済委員会	請願第 3 号、請願第 4 号 陳情第 1 号
厚生委員会	議第 6 1 号
建設委員会	議第 6 0 号、議第 6 5 号 議第 6 6 号
予算特別委員会	議第 5 9 号
決算特別委員会	認第 1 号、認第 2 号

平成 13 年 9 月第 3 回定例会

散 会 午前 10 時 11 分

佐藤 清議長 本日はこれで散会いたします。  
大変御苦労さまでした。